

報告第7号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定

平成23年10月24日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

家畜の廃用の範囲等を規定している農業災害補償法施行規則の一部改正に伴い、三田市農業共済条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成23年9月30日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

家畜の廃用の範囲等を規定している農業災害補償法施行規則の一部改正に伴い、三田市農業共済条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 28 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和 47 年三田市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「家畜が」を削り、「第 16 条第 1 項第 1 号の患畜若しくは同項第 2 号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第 17 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定した」を「第 58 条第 2 項の規定による特別手当金又は同法第 60 条の 2 第 1 項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明した」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 家畜共済に係るこの条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、平成 23 年 10 月 1 日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。